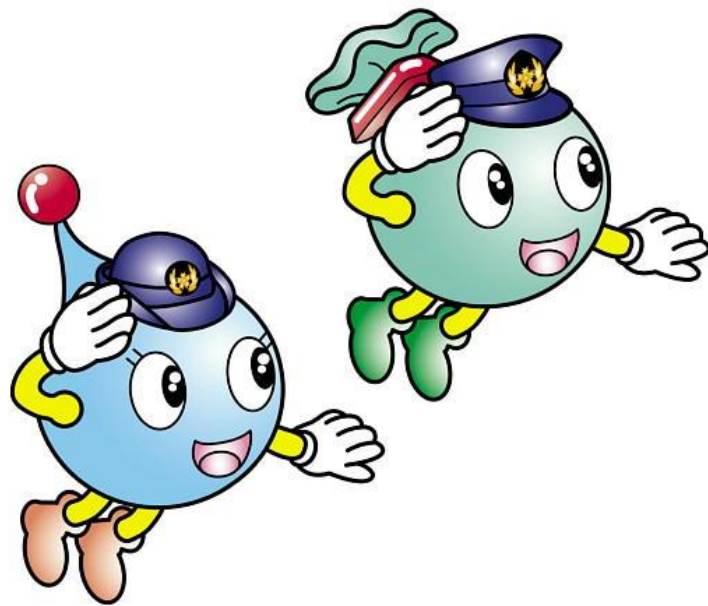


令和8年2月

警察署再編整備計画案



岩手県警察本部

目 次

第1	はじめに	1
第2	岩手県警察を取り巻く現状と課題	2
2-1	社会情勢の著しい変化	2
2-2	県内の治安情勢	3
2-3	県警察の対応	5
第3	警察署再編整備の基本的な考え方	6
3-1	小規模警察署の課題	6
3-2	警察署統合の基本的な考え方	6
3-3	統合により見込まれる効果	7
第4	宮古警察署と岩泉警察署の統合	8
4-1	警察署の統合	8
4-2	警察署を統合する必要性	8
4-3	警察署統合後の岩泉町及び田野畑村の治安体制	9
第5	釜石警察署と遠野警察署の統合	10
5-1	警察署の統合	10
5-2	警察署を統合する必要性	10
5-3	警察署統合後の遠野市の治安体制	11
第6	警察署再編整備についてのQ & A	12



第1 はじめに

岩手県警察（以下「県警察」といいます。）における警察署の設置再編は、平成30年4月に水沢警察署と江刺警察署を統合し、奥州警察署を設置した以降は、警察署の統合を行っていません。

県警察を取り巻く社会情勢は、急激な人口減少や少子高齢化、過疎化が進展しているほか、道路環境の整備による内陸と沿岸との接続性の向上や安全・安心な社会の基礎ともいえる地域コミュニティの希薄化等、大きな変化の中にあります。また、治安情勢については、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺、サイバー犯罪等の地理的制約を受けにくく、部門横断的・広域的な対応が求められる治安課題が増加しているほか、生活圏への熊の出没や相次ぐ人身被害、激甚化・頻発化する大規模災害、さらに交通事故死者に占める高齢者の割合が高い状態で推移するなど、治安上の脅威が深刻さを増しています。

県警察では、こうした県内の社会情勢や治安情勢を踏まえ、目指すべき今後の組織の在り方や機能強化の方向性について継続して議論を重ねてきました。その結果、限られた体制でより高い水準の治安を県民に提供するためには、地域における治安維持活動の拠点である警察署の機能を強化するとともに、警察本部において必要な部門を強化することにより、県下全体の警察力を強化する必要があるとの考えに至りました。

県警察では、近年の著しい治安情勢の変化や県内外の社会情勢の変化に的確に対応し、県民の利便性を確保しながら県下全体の更なる警察力の強化を図り、「安全・安心を実感できる地域社会の実現」のため、県民のみなさんから広く意見を募り、県内の警察署再編整備を行いたいと考えています。



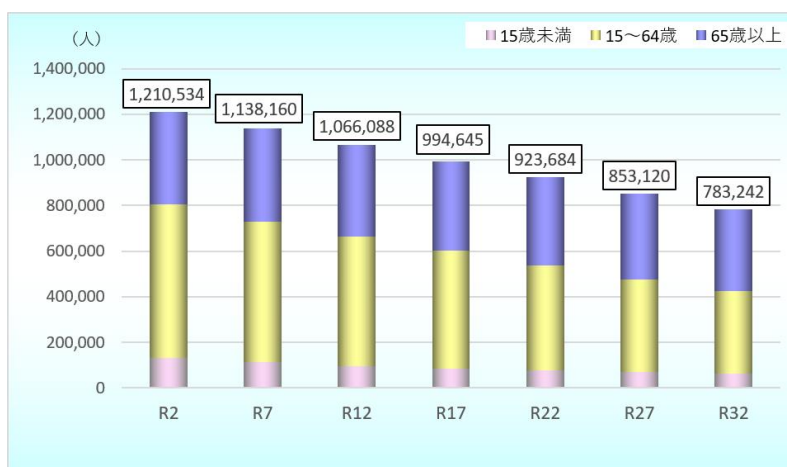
第2 岩手県警察を取り巻く現状と課題

2-1 社会情勢の著しい変化

県内の社会情勢は、東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路、三陸沿岸道路の全線開通による道路交通網の整備、急激な人口減少や少子高齢化、過疎化の進展を始め、全国と同様に、情報通信技術の目覚ましい発展、サイバー空間やA I（人工知能）等の先端技術の利用の拡大等、著しい変化の最中にあります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛等の制約期間を経て、人々のライフスタイルや働き方に対する考え方が大きく変化し、都市部を中心に、これまでも課題とされてきた地域社会における人と人とのコミュニケーションの希薄化に拍車がかかり、地域社会が伝統的に保持してきた住民相互の連帯意識に基づく防犯機能が低下しつつあります。

【岩手県の将来推計人口】



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口・世帯数」

2-2 県内の治安情勢

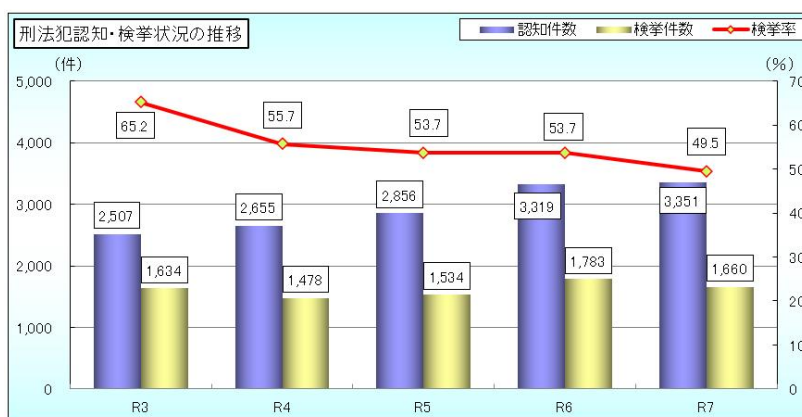
県内における刑法犯認知件数は、過去5年間を見ると増加傾向にあり、特に、匿名・流動型犯罪グループ等による特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺は令和6年以降急増し、被害が拡大しています。

交通事故発生状況は、令和6年中の交通事故の発生件数、傷者数ともに21年連続で減少し、死者数は28人と統計がある昭和23年以降最少を記録しました。しかし、令和7年は、発生件数、死者数、傷者数とも増加し、交通事故死者に占める高齢者の割合が高い状態で推移しています。

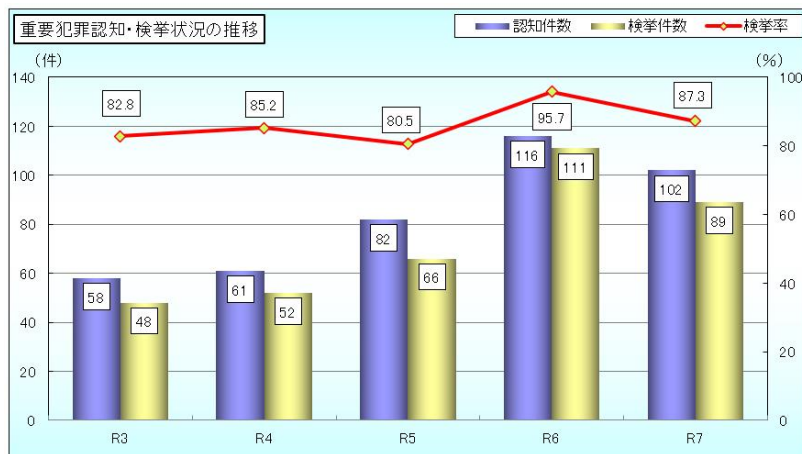
さらに、インターネットを利用したサイバー犯罪に関する相談件数は、過去最多を記録した令和5年に比べて減少しているものの、高止まり状態となっています。

これらに加え、県民の生活圏への熊の出没や相次ぐ人身被害、激甚化・頻発化する地震、台風等の大規模災害への対応等、常に新たな脅威への対応を迫られており、治安情勢は依然として厳しい状況にあります。

【刑法犯認知・検挙件数の推移】



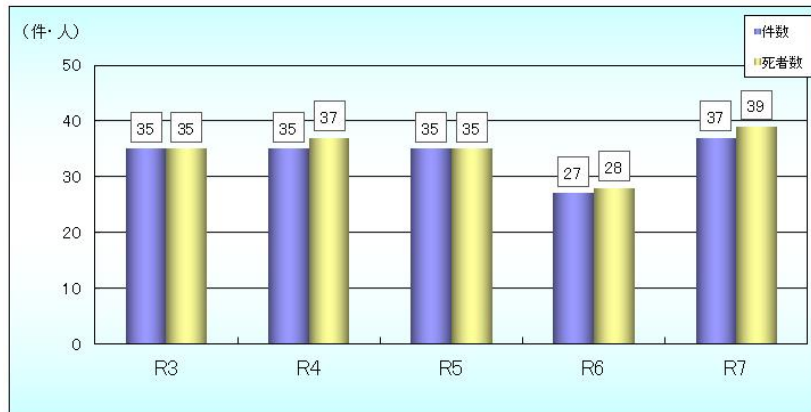
【重要犯罪認知・検挙状況の推移】



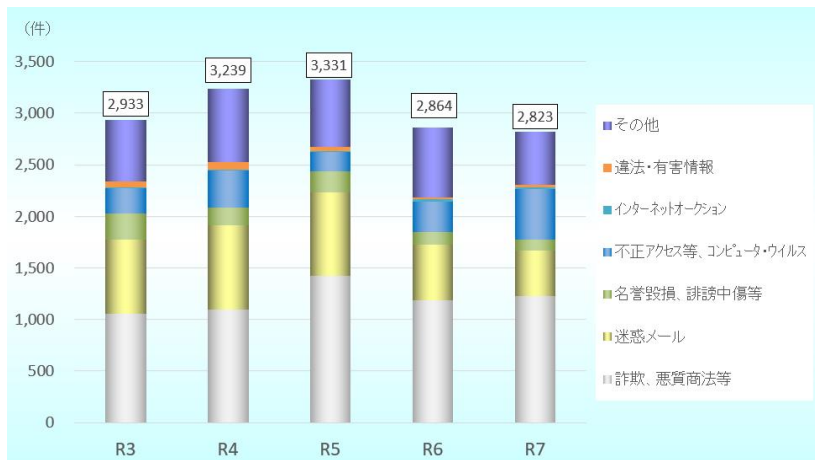
【特殊詐欺の発生状況】



【過去5年間の交通死亡事故の推移】



【サイバー犯罪に関する相談件数の推移】



2-3 県警察の対応

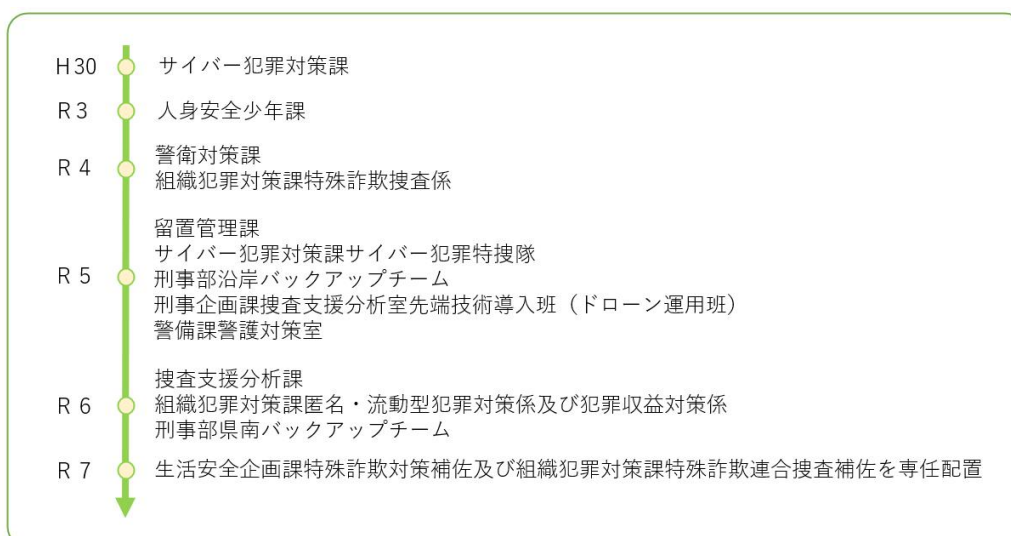
社会情勢が変化する中において、新たな治安課題への対応に加え、犯罪捜査等への先端技術導入の加速化など、警察捜査の在り方も変革を迫られています。

県警察では、各種の治安情勢に対応すべく、サイバー犯罪対策課や人身安全少年課、捜査支援分析課の設置や匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締り体制の強化、さらには警察署の支援体制及び捜査体制の強化を目的に、既存の枠にとられない複合的機能を有する本部直轄部隊として、刑事部に沿岸及び県南バックアップチームを設置するなどして対応してきました。

こうした組織改編にみられるように、地理的制約を受けにくい治安課題の深刻化や各警察業務の高度化・細分化が求められる中、本部所属はもとより、現場対応に当たる警察署の負担が増加しています。

限られた体制で最大限の効果を上げ、より高い水準の治安を県民のみなさんに提供するためには、近年の社会情勢や治安情勢を踏まえて、地域における治安維持活動の拠点である警察署の機能を強化するとともに、本部所属においても必要な部門を強化することにより、県下全体の警察力を向上させる必要があります。

【近年の組織改編での所属、課内室・係等の設置状況】





第3 警察署再編整備の基本的な考え方

3-1 小規模警察署の課題

令和7年4月1日現在、県内で警察官定数が50人未満の小規模警察署は、岩泉警察署（29人）及び遠野警察署（40人）の2署であり、これらの警察署では、平時における業務に支障はないものの、以下の問題点があります。

① 夜間・休日の当直体制の問題

夜間・休日の当直員が少数の体制であり、日常的に発生する事件・事故であっても、重複して発生した場合には、初動対応に遅れが生じるほか、事案によっては勤務時間外の署員を招集して対応する必要があり、迅速な事案処理のための体制の構築が課題となっています。

また、当直勤務のサイクルが5日に1回（他署は6日に1回）であり、職員の心身に与える負担が大きくなっています。

② 地域課員の他課応援等による弊害

警察署内各課の人員が少ないことから、例えば被疑者を逮捕した場合には、交番・駐在所の勤務員において、被疑者の護送、看守勤務や捜査等、他課への応援勤務が常態化し、これに伴い不在駐在所が増加するなど、地域における治安体制の確保に支障が生じるおそれがあります。

③ 大規模事件・事故への対応能力の不足

大規模な事件・事故等発生時においては、係の別なく全ての警察官での対応を余儀なくされ、各課の通常業務が停滞するほか、さらに本部員や他署捜査員の応援を必要とする場合があります。

④ 署員に占める実働人員の問題

警察署は小規模であっても、業務量に関わらず管理部門の人員を一定数配置しているため、他の警察署と比較して実働人員の割合が少ない非効率的な組織体制となっています。

⑤ 捜査能力や事案対処能力の低下

大規模・中規模警察署に比べて、事件・事故等の発生件数が少ないため、特に若手警察官を中心として、捜査能力や事案対処能力の低下が懸念されています。

3-2 警察署統合の基本的な考え方

① 警察署の機能強化

小規模警察署には前記の問題があり、また、県警察全体として見た場合、業務運営上非効率であるばかりか大規模事件・事故発生時の初動体制等における治安上の問題をはらんでいます。これらの問題を解消し、県下全体の治安維持向上という観点から、同一生活圏内や比較的近距離にある中規模警察署と統合することにより体制を構築し、警察署機能の強化を図ることを基本的な考え方としています。

- ② 分庁舎化による行政機能の維持
警察署が統合される地域は、旧警察署庁舎を分庁舎として活用し、従来、警察署で受け付けていた住民ニーズの高い行政手続については、曜日を指定する形で継続し（運転免許手続きは毎日受け付ける方針）、地域住民の安全と利便性を確保します。
- ③ 災害等の活動拠点としての位置付け
大規模災害等の発生時においては、初動的に災害対策等に当たる活動拠点が必要となることから、周辺地域を含めて適切に対応できる体制を維持・確保します。

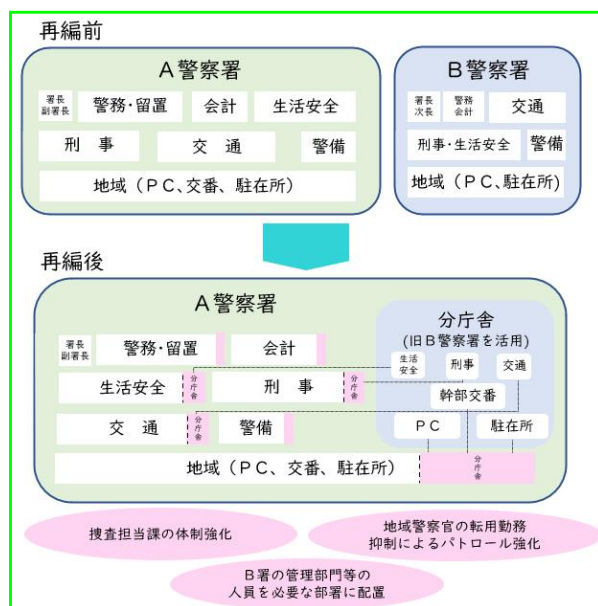
3-3 統合により見込まれる効果

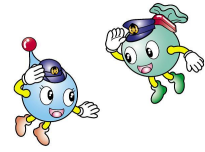
- ① 地域警察活動の強化
警察署の体制が強化されることにより、交番・駐在所の勤務員を被疑者の護送、看守勤務や捜査等の業務に従事させる機会が抑制され、巡回連絡やパトロール等の基本勤務に専念できるほか、地域住民との協働による防犯活動など、さらに地域に密着した警察活動を展開することが可能となります。

- ② 捜査担当課の体制強化による捜査力の向上
生活安全、刑事、交通等各課の体制が強化されることから、重大事件・事故等発生時に迅速な対応が可能となるほか、複雑な事件・事故等に対しても、十分な数の捜査員の投入が可能となるなど、捜査力の向上が図られます。

- ③ 当直体制の強化
少人数であった夜間・休日の当直体制が強化されることから、重大事件・事故等が発生した際にも、勤務時間外の署員を招集することなく、必要な人員を早期に投入できるなど、初動体制が強化されます。

- ④ 警察力の再配置
管理・デスク部門等の合理化により捻出した警察官を、犯罪情勢の厳しい警察署や本部等の必要な部門に再配分することにより、県下全体の警察力を強化することができます。

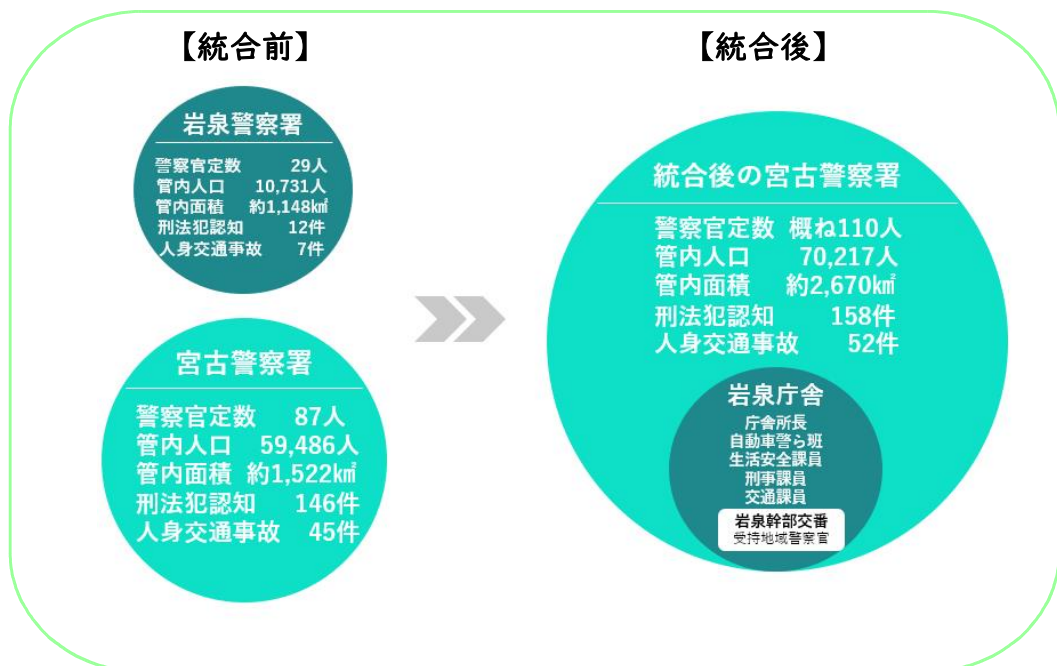




第4 宮古警察署と岩泉警察署の統合

4-1 警察署の統合

- ・ 令和9年4月に、宮古警察署に岩泉警察署を統合します。
- ・ 岩泉警察署を分庁舎化し、「宮古警察署岩泉庁舎」として運用します。
- ・ 宮古警察署岩泉庁舎に、岩泉幹部交番を設置します。
- ・ 統合に併せて、安家駐在所を岩泉幹部交番に統合します。



人口：岩手県ふるさと振興部調査統計課「岩手県住民基本台帳年報」（令和7年1月1日）
刑法犯認知・人身交通事故件数～令和7年中の発生件数

4-2 警察署を統合する必要性

岩泉警察署は、警察官定数29人と県内最小の警察署で、日常業務に支障はないものの、夜間・休日の体制が脆弱であることや、大規模事件・事故への対応人員が不足していること、署所在地及び駐在所勤務員の他課への応援による弊害などの問題があります。

宮古警察署と岩泉警察署を統合することで現状の問題を解消し、スケールメリットを活かした効率的・効果的な警察活動を展開することができます。

4-3 警察署統合後の岩泉町及び田野畑村の治安体制

現岩泉警察署の位置に宮古警察署岩泉庁舎を置き、岩泉幹部交番を設置します。

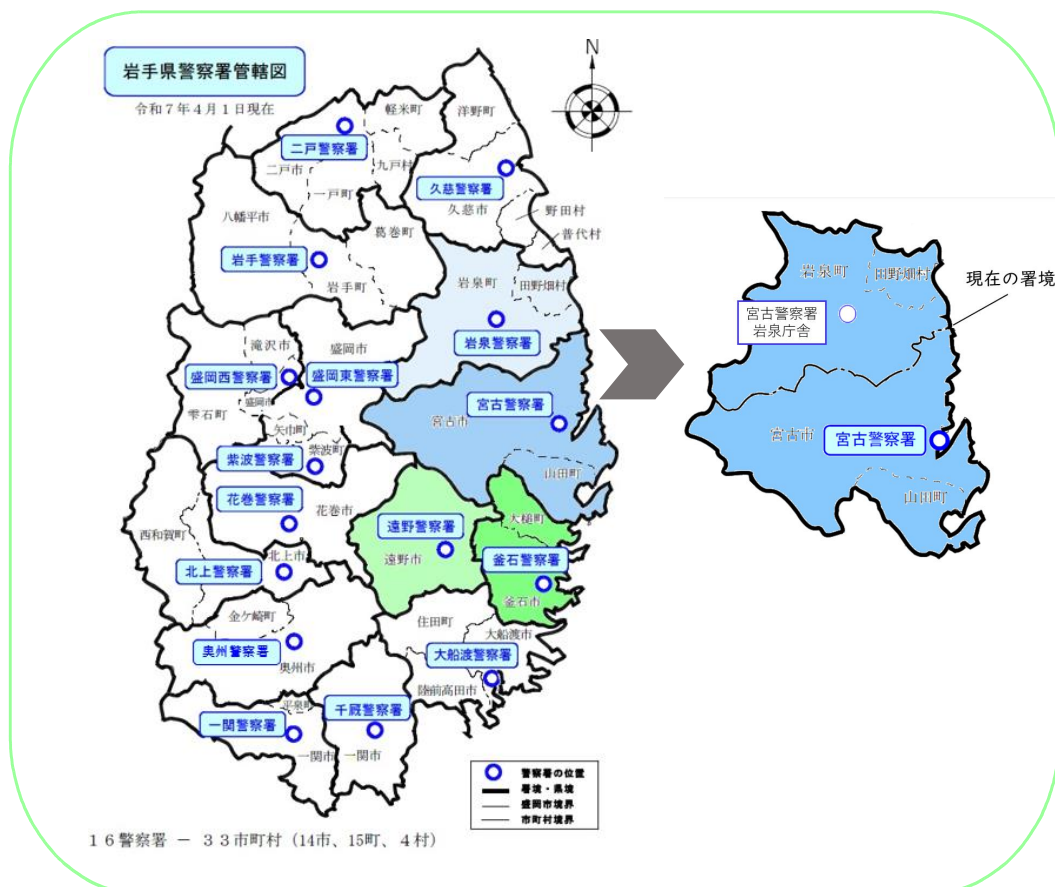
岩泉町及び田野畑村にある駐在所については、統合に併せて安家駐在所を岩泉幹部交番に統合します。

○ 岩泉庁舎の体制

幹部交番に受持地域警察官を配置するほか、自動車警ら班（パトカー一係）、生活安全課員、刑事課員及び交通課員を配置します。警察署の統合により、交番・駐在所勤務員の護送や捜査等、他課への応援が抑制されますので、これまで以上にパトロール活動を強化するなど地域に密着した活動が可能となります。

○ 許認可等事務の取扱

住民の利便性を確保するため、運転免許の更新、再交付申請及び記載事項変更手続きは、引き続き、岩泉庁舎で行います。車庫証明、道路使用許可、緊急車両等の指定申請・届出等の交通関係の各種許可申請や届出、銃砲所持や風俗営業等を始めとする生活安全関係の各種許可申請や届出については、曜日を定めて、引き続き岩泉庁舎で行います。

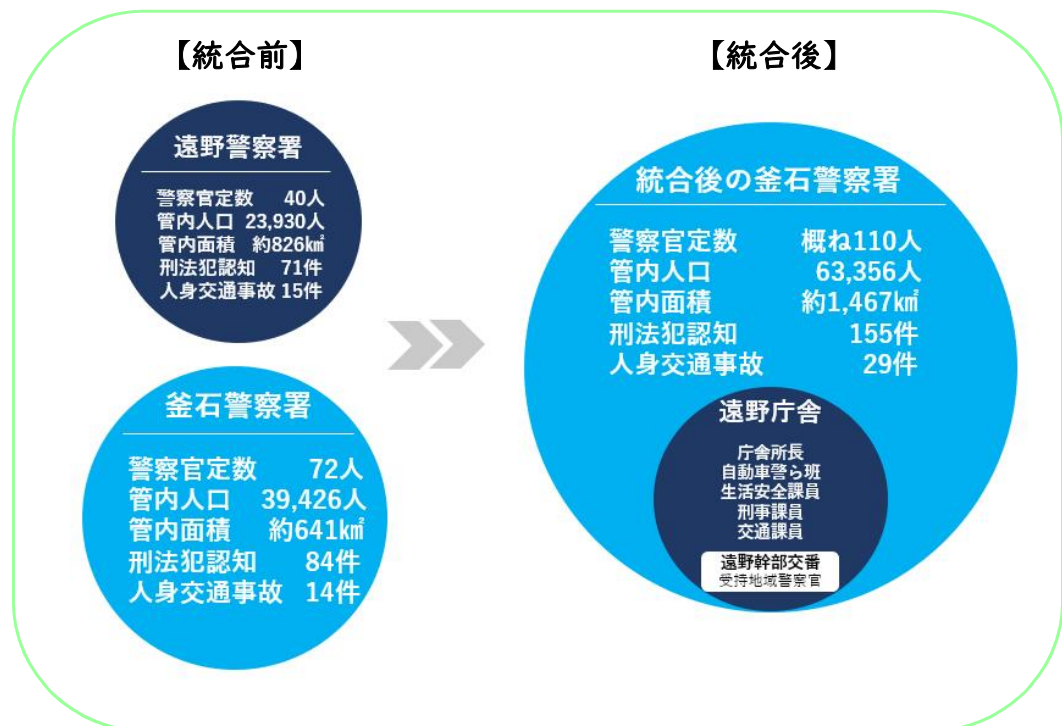




第5 釜石警察署と遠野警察署の統合

5-1 警察署の統合

- ・ 数年後をめぐりに、釜石警察署に遠野警察署を統合します。
- ・ 遠野警察署を分庁舎化し、「釜石警察署遠野庁舎」として運用します。
- ・ 遠野庁舎に、遠野幹部交番を設置します。
- ・ 統合に併せて、遠野駅前交番及び綾織駐在所を遠野幹部交番に統合します。
- ・ 分庁舎化後、遠野庁舎を災害活動拠点として、移転・建替えします。



人口：岩手県ふるさと振興部調査統計課「岩手県住民基本台帳年報」（令和7年1月1日）
刑法犯認知・人身交通事故件数～令和7年中の発生件数

5-2 警察署を統合する必要性

遠野警察署は、警察官定数40人と小規模の警察署で、日常業務に支障はないものの、夜間・休日の体制が脆弱であることや、大規模事件・事故への対応人員が不足していること、署所在地及び駐在所勤務員の他課への応援による弊害などの問題があります。

釜石警察署と遠野警察署を統合することで現状の問題を解消し、スケールメリットを活かした効率的・効果的な警察活動を展開することができます。

5-3 警察署統合後の遠野市の治安体制

現遠野警察署の位置に釜石警察署遠野庁舎を置き、遠野幹部交番を設置します。

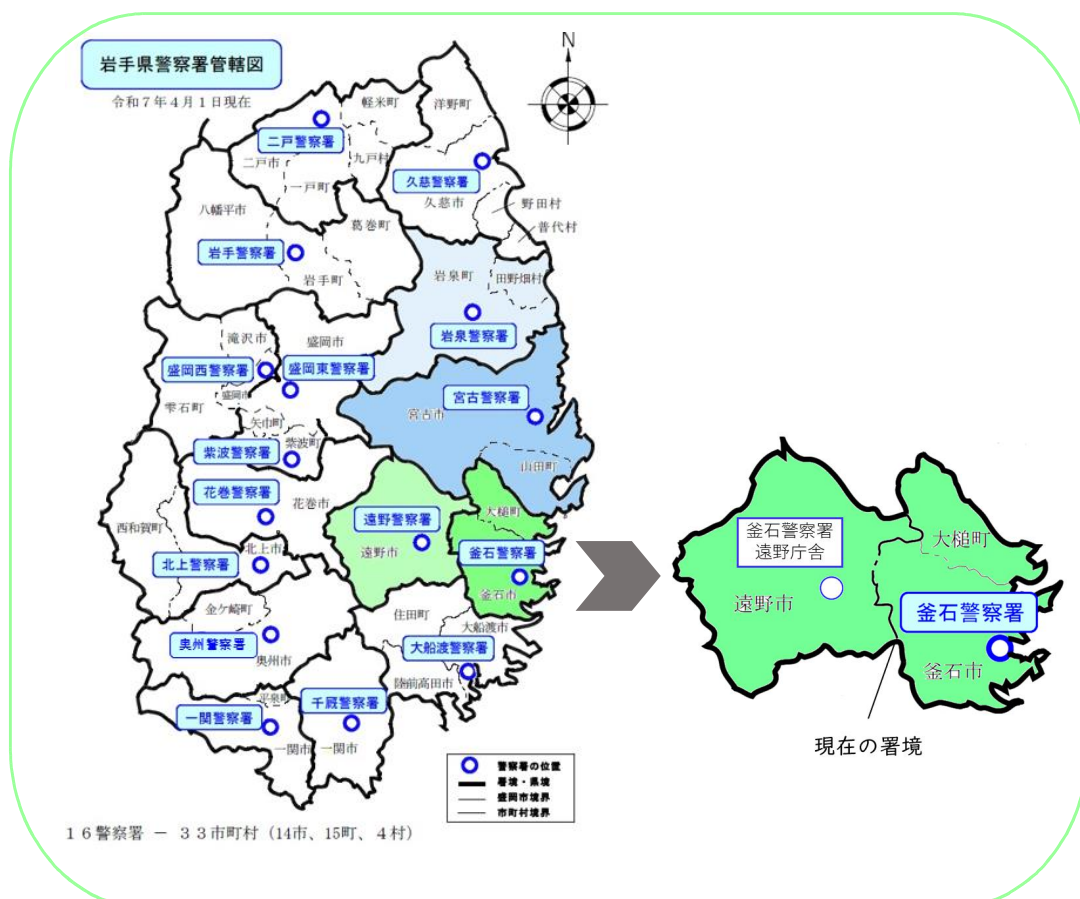
遠野市にある交番・駐在所については、統合に併せて遠野駅前交番及び綾織駐在所を遠野幹部交番に統合します。

○ 遠野庁舎の体制

幹部交番に受持地域警察官を配置するほか、自動車警ら班（パトカー係）、生活安全課員、刑事課員及び交通課員を配置します。警察署の統合により、交番・駐在所勤務員の護送や捜査等への他課応援が抑制されますので、これまで以上にパトロール活動を強化するなど地域に密着した活動が可能となります。

○ 許認可等事務の取扱

住民の利便性を確保するため、運転免許の更新、再交付申請及び記載事項変更手続きは、引き続き、遠野庁舎で行います。車庫証明、道路使用許可、緊急車両等の指定申請・届出等の交通関係の各種許可申請や届出、銃砲所持や風俗営業等を始めとする生活安全関係の各種許可申請や届出については、曜日を定めて、引き続き遠野庁舎で行います。





第6 警察署再編整備についてのQ & A

【宮古警察署と岩泉警察署の統合】

Q 1 統合後の岩泉庁舎の体制や業務の内容はどうなりますか。

- ・ 岩泉警察署には、宮古警察署の分庁舎として宮古警察署岩泉庁舎を設置します。
- ・ 岩泉庁舎に岩泉幹部交番を設置し、地域を受け持つ警察官を配置するほか、パトカー勤務員、生活安全課員、刑事課員、交通課員などの必要な警察官を配置します。

Q 2 統合後の警察署は、どこに設置するのですか。

現在の宮古警察署の庁舎を継続使用する方針です。

Q 3 警察署の統合の際、駐在所はどうなりますか。

- ・ 統合時点で岩泉町及び田野畑村にある4駐在所のうち、安家駐在所を岩泉庁舎内に設置する岩泉幹部交番に統合します。
- ・ 警察署の規模が大きくなるため、駐在所勤務員の本署への引き上げ勤務が抑制され、パトロール活動等の強化が期待できます。

【釜石警察署と遠野警察署の統合】

Q 4 なぜ釜石警察署に統合するのですか？

遠野市は、岩手県南広域振興圏に属しておりますが、裁判所や検察庁の管轄区域や遠野警察署と周辺警察署との位置関係、将来的に遠野庁舎を災害活動拠点として整備することなどを考慮した結果、釜石警察署と統合することとしたものです。

Q 5 統合後の遠野庁舎の体制や業務の内容はどうなりますか。

- ・ 遠野警察署には、釜石警察署の分庁舎として釜石警察署遠野庁舎を設置します。
- ・ 遠野庁舎に遠野幹部交番を設置し、地域を受け持つ警察官を配置するほか、パトカー勤務員、生活安全課員、刑事課員、交通課員などの必要な警察官を配置します。
- ・ 分庁舎化後、災害活動拠点として、移転・建替えします。

Q 6 統合後の警察署は、どこに設置するのですか。

現在の釜石警察署の庁舎を継続使用する方針です。

Q 7 警察署の統合の際、駐在所はどうなりますか。

- ・ 現在、遠野市にある8交番・駐在所のうち、遠野駅前交番及び綾織駐在所を遠野幹部交番に統合します。
- ・ 警察署の規模が大きくなるため、駐在所勤務員の本署への引き上げ勤務が抑制され、パトロール活動等の強化が期待できます。

【共通】

Q 8 警察署の統合によって警察署の規模が大きくなると、どんな良いことがありますか。

- ・ パトロール体制が強化され、犯罪や事故の抑止効果が高まります。
- ・ 大規模な事件事故が発生した場合、多くの警察官を投入することができます。

Q 9 パトロールが減ってしまうのではないですか。

分庁舎には、24時間体制でパトロールや事件・事故の対応に当たる警察官を配置するほか、必要に応じて本署のパトカーも投入しますので、これまで以上にパトロールの強化が可能となります。

Q 10 事件や事故があった場合、警察官の現場到着が遅くなるのではないですか。

- ・ 統合することで警察署の規模が大きくなり、従来よりも多くの警察官を投入することが可能となります。
- ・ 大規模な事件や事故、凶悪事件が発生した場合でも、認知後の初動捜査において、多人数の警察官を投入することによって、効果的な初動捜査が可能となります。

※ 警察では、事件・事故が発生した場合、まず、最寄りの交番・駐在所の勤務員やパトカー勤務員などの地域警察官が初動対応にあたり、専門的な捜査を必要とする事案では、刑事課、交通課などの専務員が現場に臨場して捜査に当たるという体制をとっています。

例えば、宮古警察署と岩泉警察署の統合の場合は、岩泉幹部交番・駐在所、パトカー勤務員等による迅速な初動対応に加え、岩泉庁舎の生活安全、刑事、交通課員が現場捜査に当たり、事案によってはさらに本署の生活安全、刑事、交通課員等が臨場するなど、より多くの専務員による捜査体制を確保することができます。

Q11 これまで警察署と連携して行ってきた防犯活動や交通安全活動はどうなりますか。

各地域で活動していただいているボランティア団体の皆さんには、引き続き統合後の警察署や分庁舎、交番・駐在所の警察官と協力して活動していただくようお願いいたします。

Q12 相談したいことがある場合、どこへ行けばよいですか。

- ・ 統合後も警察署を始め、分庁舎（幹部交番）、駐在所で相談に応じます。

Q13 運転免許の更新や許認可申請はどこへ行けばよいですか。

- ・ 運転免許の更新、再交付申請及び記載事項変更手続きは、引き続き、分庁舎で行います。
- ・ 車庫証明、道路使用許可及び緊急車両等の指定申請・届出等の交通関係の各種許可申請や届出、銃砲所持や風俗営業等を始めとする生活安全関係の各種許可申請や届出については、曜日を定める形となりますが、引き続き分庁舎で行います。

Q14 落とし物や拾いものはどこへ届けばよいですか。

- ・ 自分が落とし物をしたときや、他人の落とし物を拾得したときの届出は、警察署の管轄区域に関係なく、警察署、分庁舎（幹部交番）、駐在所等すべての警察施設で受理しています。
- ・ 落とし物をしたときの届出は、電話でも受け付けているほか、令和8年2月24日からはインターネットにより行うことも可能となります。

Q15 捜査中の事件・事故は、どうなりますか。

統合前の警察署において捜査中の事件・事故は、すべて統合後の警察署に引き継がれ、継続して捜査します。